

2021年(令和3年度)

用語集

特別支援学校や福祉現場などで使われている用語を掲載してあります。

現在は分からない言葉などはインターネット等ですぐに調べることができます。この用語集は知らない言葉と出会うツールとしてご活用していただければ幸いです。



< 主な引用・参考文献 >

WAM-NET(www.wam.go.jp/) 「用語集」、埼玉県高等学校進路指導研究会特別支援教育部会肢体不自由特別支援学校小委員会編集、「進路のしおり」、越谷・熊谷特別支援学校 Q&A 集

さくら草特別支援学校 指導部 進路指導担当

★ ア～オ ★

・ IADL (アイエーディエル)

手動的 ADL、道具的 ADL と訳される。ADL が食事、入浴、排泄等の日常的の基本動作であるのに対し、IADL はバスに乗って買い物に行く、電話をかける、食事の仕度をする、家計を管理する等のようにより広義かつ ADL で使用する動作を応用した動作が必要な活動を指す。=APDL

ADL：日常生活動作

・ ICF (アイシーエフ)

→ 「国際生活機能分類」

・アウトリーチ (アウトリーチ)

社会福祉の実施期間がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと

・アスペルガー症候群 (アスペルガーショウコウゲン)

発達障害の一種で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

・アセスメント (アセスメント)

事前評価などと訳される。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続のことをいう。ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

・アドボカシー (アドボカシー)

→ 権利擁護

・アニマルセラピー (アニマルセラピー)

動物と触れ合うことによる情緒的な安定、レクリエーション、QOLの向上などを主な目的とした触れ合い活動。

・育成医療 (イクセイイリョウ)

窓口：保健所、各区役所保健センター

身体に障害のある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。以前は児童福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行に伴い、2006(平成18)年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

・意思決定支援 (イシケツテイシエン)

全国知的障害者関係施設長会議資料より

- ①決定を下支えする十分な体験や経験(決定する経験があり)
- ②決定に必要な情報の入手・理解(統合)・保持・比較・活用がなされ
- ③決定した意思が表出できるという流れのこと

・意思疎通支援事業 (イシソツウシエンジギョウ)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思

疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業などがある。

・一般就労 (イツパンシュウロウ)

障害のある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。〈対義〉福祉就労

・移動サービス (イドウサービス)

普通のバスや電車の利用が困難な人を対象に、車を使って外出の支援を行うサービス。「移送サービス」「送迎サービス」とも呼ばれる。車の乗り降りの介助なども合わせて提供される。会員登録者が対象

・移動支援 (イドウシエン)

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。具体的な利用対象者は、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者・児、全身性障害者・児及び知的障害者・児である。ただし、①通勤、営業活動等の経済的活動にかかる外出、②通学、通院等の通年かつ長期にわたる外出(別枠で「通学・通所支援」が設けられている。)、③社会通念上、本事業を適用することが適当でない外出は、サービス対象とならない。

・癒しの園芸活動 (イヤシノエンゲイカツドウ)

草花や野菜の栽培などを通じて心身の機能回復や健康維持を図る園芸療法。埼玉県が見沼田圃に開設した見沼福祉農園において、障害者が農業を通じて自然と、収穫する喜びを味わうとともに、障害者相互や地域との交流を図っており、園芸療法としての効果が期待できる。

・医療型児童発達支援 (イリョウガタジドウハッタツシエン)

児童福祉法に基づく障害児通所支援の一つ。上肢、下肢又は体幹の機能障害(肢体不自由)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう(2012(平成24)年4月施行)。

・医療ソーシャルワーカー (イリョウソーシャルワーカー) =MSW

保健・医療機関等に従事するソーシャルワーカーをいう。疾病や心身障害等によって生じる患者や家族の悩みや諸問題の解決、援助を行う。具体的には経済、職業、家庭生活等の問題を調整・解決するために、社会保障、福祉サービス等の社会資源を紹介・活用して患者・家族が自立できるように援助するのが役割である。「MSW」とも呼ばれる。

・医療的ケア（イリョウテキケア）

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。医療的ケアができるのは医師、看護師、保護者だけだった。しかし、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、盲・聾・特別支援学校の在籍者の中にも医療的ケアを必要とする児童生徒等が増加してきたため、厚生労働省と文部科学省の通知で、平成16年10月以降、看護師が配置された特別支援学校では、教員が①たんの吸引、②経管栄養、③導尿補助（管を使って排尿する）の3つができるようになった。これ以後、特別支援学校では看護師を中心としつつ、教員と看護師の連携による実施体制の整備が急速に進み、一定の研修を受けた者が一定の条件の下、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養を実施できることとなった。なお、平成28年度以降は、一定の医療的ケアの研修を受けた介護福祉士についても、医療的ケアを実施することが可能になる。

・インクルーシブ教育システム（インクルーシブキョウイクシステム）

障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人的に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としている。

・インクルージョン（インクルージョン）

inclusion「含めること」。教育学においては、障害児と健常児と一緒に教育するものを指し、「インクルーシブ教育」とも呼ばれ、「総合教育」と訳される。「通常な場（学校・学級）における支援付きの共学」を原則とする。

・インテグレーション（インテグレーション）

社会福祉の対象者に対し、対象者が他の人と差別なく地域社会と密着した中で生活できるように援助すること。また地域の中でハンディキャップをもった人が日常生活に支障をきたさないように地域住民、関連機関・団体が中心になって問題解決にあたること。

・インフォーマルサービス（インフォーマルサービス）

法律や制度に則らないサービス。例として、NPO法人やボランティアグループの実施するサービスの他、地域のたすけあい活動も含まれる。…インフォーマル・ケア

・インフォームド・コンセント（インフォームドコンセント）

患者が病気について十分な説明を受け、了解した上で、医師とともに治療法などを決定していくことをいう。「説明に基づく同意」とか「知らされた上での同意」などと訳さ

れている。

・ALS（エーエルエス）

→ 筋萎縮性側索硬化症

・ADHD（エイディエイチディ）

注意力の障害と多動・衝動性を特徴とする行動の障害をいい、注意欠陥・多動性障害と訳される。①注意力の障害（注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など）、②多動性（じっと座ってられない、常にそわそわ動いている、など）、③衝動性（順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など）を特徴とし、知的な遅れはほとんどみられない。

・NPO法（エヌピーオーホウ）

→ 特定非営利活動促進法

・NPO法人（エヌピーオーホウジン）

→ 特定非営利活動法人

・嚥下障害（エンゲショウガイ）

飲食物がうまく飲み込めない、むせる、飲み込んだものが食道につかえるとといった障害をいう。

・エンパワメント（エンパワメント）

障害を持った方、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、また、できるようになるプロセス。

・大島の分類（オオシマノブンルイ）

元東京都立府中療育センター院長大島一良博士により考案された判定方法。IQ35以下で、寝たきりか座れる状態が分類上1～4の区分にあたり重症心身障害児者としている。

・おおぞら号（オオゾラゴウ）

障害者団体などが更生訓練、研修などを行う場合に、埼玉県が貸し出す車椅子用リフト付き大型バス（座席29、補助席7、車椅子固定席2）。費用は無料（有料道路料金などは実費負担）。

・音楽療法（オンガクリョウホウ）

音楽を精神科治療に応用する療法のこと。音楽にみられる、リズム、旋律、楽器の音、歌声の響き、やすらぎなどが、心身の鎮静作用、情動のカタルシス作用、非言語的なコミュニケーション作用をもつことによって、精神科の病気の治療に効果をもつというのがその理由。また、集団で、一緒になって合唱、合奏することが集団療法的な作用をもたらすともいわれている。

★ カ～コ ★

・介護給付（カイゴキョウフ）

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスのうち、訪問系、日中活動系、居住系にかかるサービスの総称。介護給付には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、

施設入所支援の9種類がある。

・介護すまいる館（カイゴスマイルカン）

さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている、福祉及び介護用品の総合展示館。福祉用具やユニバーサルデザイン商品の展示販売及び相談を実施している。

・介護保険制度（カイゴホケンセイド）

寝たきりや認知症などにより、常に介護を必要とする状態（要介護状態）になったり、常時の介護までは必要としないが、家事や入浴・着替えなどの日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった時に、保険給付として介護サービスが利用できる制度。

・ガイドヘルパー（ガイドヘルパー）

主に、障害者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。 → 同行援護、行動援護

・カウンセリング（カウンセリング）

心理学の教育を受けた専門家が、会話を通じて依頼者を援助すること。心療内科・精神科領域では、精神科医による精神療法や臨床心理技術者等による心理療法などを言う。

・学習障害（ガクシュウショウガイ）（LD：Learning Disorders）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態とされる。

・基幹相談支援センター（キカンソウダンシエンセンター）

障害者総合支援法により、相談支援体制の強化を目的として2012（平成24）年4月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的にを行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。現在、さいたま市は「中央区障害者生活支援センター来夢」「さいたま市南区障害者生活支援センター「社協ひまわり」」をそれに充てている。

・基本相談支援（キホンソウダンシエン）

相談支援事業のひとつで、地域の障害児・者の福祉に関する情報の提供及び助言を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与する。

→ 計画相談支援

・強度行動障害（キョウドコウドウショウガイ）

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

・QOL（キューオーエル）＝クオリティー オブ ライフ

→生活の質

・共生社会（キョウセイシャカイ）

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

→地域共生社会

・居住系サービス（キョジュウケイサービス）

従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。居住系サービスとは、その住まいの場をいい、施設入所支援、グループホーム等が該当する。

・居宅介護（キョタクカイゴ）

障害のある人が、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスをいう。介護保険法においては居宅介護はケアマネジメントの意味合いがあるので混同に注意。（介護保険では「訪問介護」）

・筋萎縮性側索硬化症－ALS－（キンイシュクセイソクサクコウカショウ）

筋肉を動かし、運動を行うための神経（運動ニューロン）が障害される病気。神経の命令が伝わらないことによって、必要な筋肉がだんだん縮み、力が弱くなっていく。原因不明の進行性の病気で、難病にも指定されている。「ALS」とも呼ばれる。

・筋ジストロフィー（キンジストロフィー）

筋肉そのものに遺伝性の異常があり、徐々に筋肉の破壊が生じるさまざまな疾患の総称。筋肉の拘縮、骨格の変形などが生じ、重症例では、歩行不能、呼吸機能障害などを引き起こす。

・グループホーム（グループホーム）

認知症高齢者や障害者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。外部サービス利用型（外部の介護福祉サービス利用）と介護サービ

ス包括型（施設内の介護福祉サービス利用）の2種がある。

・訓練等給付（クンレントウキュウフ）

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスのうち、地域生活への移行や一般就労への移行等をめざすサービスの総称。訓練等給付は、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、グループホーム（共同生活援助）で構成されている。

・ケア（ケア）

利用者に気遣うことをして、その人の願っているように助ける、または愛を込めて注意して見守り、必要があれば保護したり、助けたりする援助活動。介護はその典型的な例である。

・ケアカンファレンス（ケアカンファレンス）

事例の援助過程において、的確な援助を行うために援助に携わる者が集まり、討議する会議のこと

・ケアプラン（ケアプラン）

介護保険制度で要介護認定を受けた場合、本人の希望や必要性和利用限度額や回数に基づいて作成される介護サービスの計画。

・ケアマネージャー（ケアマネージャー）

介護の必要の高齢者や障害者などを対象に、そのサービスを地域の社会資源より調達し、連絡・調整する専門職。介護保険制度のもとでは介護専門支援員として法定化されている。

・ケアマネジメント（ケアマネジメント）

障害者の複数のニーズを的確に把握し、地域のサービス提供や必要なサービスの開発を行い福祉・医療・保健・教育など多様なサービス利用の組み合わせを調整し提供すること。

・計画相談支援（ケイカクソウダンシエン）

障害者総合支援法において、障害福祉サービス等を希望する障害者の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画の作成を行う。また、計画作成後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨などを行う。→継続サービス利用支援

・芸術療法（ゲイジュツリョウホウ）

絵や音楽などの芸術手段を用いて、患者のこころを表現させることにより精神疾患の治療を行う。

・継続サービス利用支援（ケイゾクサービスリョウシエン）

障害者総合支援法において、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し（モ

ニタリング）、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

・ケースワーカー（ケースワーカー）

社会生活の中で困難や問題をかかえ、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から、個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言、支援する援助者のこと

・現金給付（ケンキンキュウフ）

社会保険や社会福祉における給付形態の一つ。サービス利用者が抱えもつ問題や障害による経済的不足を補うとともに、減免・控除により負担の軽減を図り、生活の安定と向上を目的としている。現金給付は、①直接金銭の給付、②各種年金や手当のような特定の問題や障害等への給付、③税制上の減免、控除、④各種の技能・技術等の習得に必要な資金の給付等の種別に分類される。

→現物給付

・言語聴覚士（ゲンゴチョウカクシ）—ST—

言語や聴覚、音声、認知、発達、摂食、嚥下に関わる障害に対して、検査と評価を実施し、必要に応じて訓練や指導、支援を行う専門職。

・現物給付（ゲンブツキュウフ）

社会保険や社会福祉における給付形態の一つ。医療サービス、介護サービスなどを利用者へ直接的に現物の形態で提供すること。

・権利擁護（ケンリヨウゴ）

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

→アドボカシー

・権利擁護センター（ケンリヨウゴセンター）

意志能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい痴呆性高齢者及び障害者の方々が、安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うことを目的に設置したセンター。社会福祉協議会をはじめいろいろな団体運営のセンターがあり、それぞれに得意とした分野での相談に応じている。

・高機能自閉症（コウキノウジヘイショウ）

知的障害を伴わない自閉症のことをいう。発達障害の一つであり、知能指数が高い（おおむねIQ70以上）が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

・後見制度（コウケンセイド）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分

または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。(身体障害者は、判断能力があるので対象外。)法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999(平成11)年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

→成年後見制度

・後見人(コウケンニン)

適正な財産管理や法律行為を行使できない者に対して、財産管理や監護をする人。後見人には、親権者等がない未成年者を保護するための未成年後見人と判断能力が不十分な成年者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)を保護するための成年後見人の二つがある。

・高次脳機能障害(コウジノウキノウショウガイ)

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

・更生医療(コウセイイリョウ)

窓口：各区役所支援課

障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、生活上の便宜を増すことを目的とした医療給付制度。

対象者：18歳以上で身体障害のある方

医療の種別：角膜手術、外耳形成術、関節形成術、心臓手術、血液透析療法、抗HIV術など

・更生相談所(コウセイソウダンショ)

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいて、都道府県が設置する障害者の更生援護に関する専門的相談・判定機関。身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所がこれに当たる。なお、さいたま市は大宮区役所4階に設置されており、市在住の障害児・者の手帳判定交付や自立支援医療(更生医療)の判定・相談等はここで行う。

・公的扶助(コウテキフジョ)

保険料等の負担を必要とせず、国または地方公共団体がすべて公費により行う公的救済のこと

・行動援護(コウドウエンゴ)

自己判断力が制限されている人(自閉症、てんかん等の重度の知的障害のある人又は統合失調症等の重度の精神に障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人)が行動する際の危険を回避するための援護をいう。移動の場合も利用できる。

・合理的配慮(ゴウリテキハイリョ)

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げにな

る社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(コウレイシャショウガイシャトウノイドウトウノエンカツカノソクシンニカンスルホウリツ)

高齢者や障害者等の移動上および施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物(学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等)、建築物特定施設(出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等)などについて、高齢者や障害者等が移動等を円滑に行えるようにするための基準が定められている。「バリアフリー法」とも呼ばれる。

・コーディネーター(コーディネーター)

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。具体的には保健、医療、福祉などのサービスを連携することである。例えば介護保険の介護支援専門員(ケアマネージャー)がそれである。

・国際生活機能分類(コクサイセイカツキノウブンルイ)

2001年にWHO(世界保健機関)で制定された。International Classification of Functioning, Disability and Healthを略してICFと言われている。ICFは、今までの「障害(疾病)があることで社会的不利を被る。」という考え方ではなく、「心身機能・構造、活動、参加、環境因子、個人因子が相互に関係し合っ社会的不利を被る。」という考え方に変わっている。つまり「〇〇があれば△△ができる」というような考え方をいろいろな角度から取り入れたのがICFの考え方である。

・個別支援計画(コベツシエンケイカク)

サービス管理責任者がサービス等利用計画における総合的援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し作成したもの。

→ サービス等利用計画

★ サ～ソ ★

・サービス管理責任者(サービスカンリセキニンシャ)

障害福祉サービスの提供についてサービス管理を行う者をいう。具体的には、利用者の個別支援計画の作成や、定期的な評価など、サービス提供のプロセス全体に関する管理をするほか、サービスを提供する他の職員に対する指導的な役割を担う。

・サービス提供責任者(サービステイキョウセキニンシャ)

居宅介護(ホームヘルプサービス)事業所の柱となる役職。利用者宅に出向き、サービス利用についての契約のほか、アセスメントを行い必要な居宅介護計画の内容について

の話し合いなどを行う。また、実際のサービス内容に関して、ホームヘルパーへの指導・助言・能力開発等の業務も行う。

・サービス等利用計画（サービストウリヨウケイカク）

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。平成 26 年度から福祉サービスを利用する際は、計画書の提出が義務化される。

・サービス利用支援（サービスリヨウシエン）

障害者総合支援法において、障害者の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成することをいう。

・さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（サイタマシダレモガトモニクラスタメノショウガイシャノケンリノヨウゴトウニカンスルジョウレイ） 通称：ノーマライゼーション条例

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」のさいたま市版。障害者差別の解消に向けた具体的な取り組みを示した条例で、全国的にも評価が高い。

→ [ノーマライゼーション条例Web](#) 参照

・在宅医療（ザイタクイリョウ）

医療法に基づいた制度。医療従事者が自宅へ定期的に訪問し、安心した療養生活を支えていくこと。訪問診療（医師が訪問し、静脈栄養管理、酸素装置の管理等の医療行為を行う。）や訪問看護（看護師がかかりつけ医の指示の下、自宅訪問をして健康状態の観察助言、療養環境の改善のアドバイス、在宅リハビリテーション看護など幅広い看護を提供する。）等がある。

・作業療法士（サギョウリョウホウシ）－OT－

作業療法を専門技術とすることを認められた者に付与される名称。（作業療法とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせること。使われる作業活動には、①日常生活動作、②生産的・職業的活動、③表現的・創造的活動、④レクリエーション活動、⑤認知的・教育的活動とがある。）

・サピエ（サピエ）

視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方に対して点字、ディジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報を提供するネットワーク。

・支援費制度（シエンヒセイド）

行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する措置制度から、障害者自らが、サービスを提供する指定事業者や施設を選び、直接契約を結んでサービスを利用する仕組みになった（2003 年 4 月施行）。以降障害者総合支援法に移行した。

・施設入所支援（シセツニューショシエン）

施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるサービス。施設入所支援は、障害者支援施設で行われる。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことをいう。平日の日中は、日中活動系サービスを利用する。制度上、利用の期限の定めはない。

・肢体不自由（シタイフジユウ）

身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。

・指定一般相談支援事業所（シテイイッパンソウダンシエンジギョウショ）

主に施設や病院を出て、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行っている。長期に渡って施設や病院で過ごしていた方が地域で生活を始めることは、かなり大きな不安を抱えている。その不安やストレスをなくす支援を担う存在として、一般支援事業所がある。地域に出るまでの支援と、地域に出てきてから再入所や再入院をすることなく暮らし続けるための支援の両方をおこなう。
→相談支援事業

・指定特定相談支援事業所（シテイトクテイソウダンシエンジギョウショ）

「障害福祉サービスを利用したいのだけれど、自分がどんなサービスを選べばいいのかわからない」という人たちに対して、相談支援専門員が話を聞き、どのようなサービスが合うのかを話しあって、サービス等利用計画の作成を行う。計画の作成のみで終了するわけではなく、実際に支援を受けた人から、その後の感想や声を聞くなどのモニタリングを行う。その声を聞いて、作成した計画は本当にその人にあっていたかを判断し、状況に応じて計画の調整を行う。

→相談支援事業

・児童（ジドウ）

児童福祉法においては、18歳未満の者を児童と定義し、1歳を満たない者を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

・児童委員（ジドウイイン）

児童福祉法に基づき市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。児童委員は民生委員を兼ねることとなっ

ている。

・児童虐待（ジドウギャクタイ）

親又は親に代わる保護者により、子どもに対して加えられる身体的、心理的、性的及びネグレクト等の行為。

・児童相談所（ジドウソウダンジョ）

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。養護、保健、心身障害、育成、非行など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。

・児童発達支援（ジドウハッタツシエン）

障害児を対象とする通所支援の一つ。身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児やその家族を対象とした支援や、保育所等の障害児を預かる施設に対する援助等にも対応する。

・児童福祉法（ジドウフクシホウ）

児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示している。この法のもと障害のある児童に対し、障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援事業が設けられている。

・自閉症スペクトラム（ジヘイショウスペクトラム）

発達障害のグループで、社会的・コミュニケーション・行動に障害をもたらす状態をさす。また自閉症スペクトラムでは「自閉の程度（他者への関心、コミュニケーション）」や「知能指数の高低」によって自閉症（カナー症候群）、高機能自閉症（アスペルガー症候群）等に分類されている。

・市民後見人（シミンコウケンニン）

自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。研修修了者は市区町村に登録され、親族等による成年後見が困難な場合などに、市区町村からの推薦を受けて家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

・社会参加促進事業（シャカイサンカソクシンジギョウ）

この計画における「社会参加促進事業」とは、障害のある人の社会参加の促進を目的とする地域生活支援事業をいう。具体的には、障害者芸術祭開催、広報ぎふ点字版発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車改造助成事業および重度障害者（児）タクシー利用料金助成事業の5事業である。

・社会福祉協議会（シャカイフクシキョウギカイ）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

・社会福祉法人（シャカイフクシホウジン）

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される公益法人よりも、設立要件を厳しくしており、公益性が極めて高い法人であるといえる。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置などがとられるといった特徴がある。

・重症心身障害者（ジュウショウシンシンショウガイシャ）

重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している者。医学的な診断名ではなく、行政上の措置を行うために呼ばれている。大島の分類による区分1から4に当てはまる者を一般に称している。

→ 大島の分類

・重度障害者等包括支援（ジュウドショウガイシャホウカツシエン）

常に介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みである。報酬は、サービスの種類等にかかわらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できる。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはならないため、現在のところ、このサービスに対応できる事業所がとても少ない。

・（重度）心身障害者等医療費助成制度（シンシンショウガイシャトウイリョウヒジョセイセイド）

重度の障害のある人の経済的負担を軽減するための医療費を助成する制度で、所得制限がある。助成要件は、①身体障害者手帳1級から3級、②療育手帳 A・A・B、③精神障害者保健福祉手帳1級、④65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている、のいずれかに該当する人である。

・重度訪問介護（ジュウドホウモンカイゴ）

重度の肢体不自由のため常に介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービス。

・就労移行支援（シュウロウイコウシエン）

就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされている。

・就労継続支援（シュウロウケイゾクシエン）

就労継続支援には、①A型と②B型の2種類がある。

①就労継続支援（A型）（シュウロウケイゾクAガタ）

一般企業等に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいい、従来の福祉工場が該当する。

②就労継続支援（B型）（シュウロウケイゾクBガタ）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のものをいう。

・授産施設（ジュサンシセツ）

自立支援法以前の施設。一般就労が困難な障害者が入所、または通所して必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場を得て、自立に必要な指導などを受ける施設。

・手話言語条例（シュワゲンゴジョウレイ）

手話は言語であるという認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し共生できる社会の実現を旨としてきた。

・手話通訳者（シュワツウヤクシャ）

手話を用いて、聴覚に障害のある人と健聴者のコミュニケーションの仲立ちをし、聴覚に障害のある人の社会参加を支援する人をいう。国家資格に準ずる手話通訳士、都道府県が認定した手話通訳者があり、市町村に登録して活動している。

・障害基礎年金（ショウガイキソネンキン）

国民年金から支給される公的年金の一つ。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級と2級に分かれている。障害基礎年金を受けするためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。なお、初診日が20歳未満である障害については、20歳になった日から支給される。

・障害厚生年金（ショウガイコウセイネンキン）

厚生年金から支給される公的年金の一つ。厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給される。障害の程度により、1級から3級までがあり、1級・2級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、3級の障害者には障害厚生年金のみが支給される。なお、障害厚生年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要がある。

・障害支援区分（ショウガイシエンクブン）

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを総合的に示す区分。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ。

・障害児相談支援（ショウガイジソウダンシエン）

障害児が障害児通所支援等を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

・障害児通所支援（ショウガイジツウショシエン）

①児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

②医療型児童発達支援：肢体不自由のある児童を対象に、児童発達支援及び治療を行う。

③放課後等デイサービス：幼稚園及び大学を除く学校に通う障害のある児童で、授業の終了後または休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

④保育所等訪問支援：障害のある児童が通う保育園等を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的支援その他必要な支援を行う。

・障害児入所支援（ショウガイジニューショシエン）

①福祉型障害児入所施設：施設に入所する障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、知識技能を付与する。

②医療型障害児入所施設：施設に入所する障害のある児童のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童、重度の肢体不自由と知的障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

・障害者アート（ショウガイシャアート）

2000年頃から障害のある人たちの創造性にあふれた芸術活動が世界の芸術家をはじめ多くの人々に注目されはじめた。彼らの活動は、「アール・ブリュット」「アウトサイダー・アート」「エイブル・アート」…と称された活動の中で支援・紹介され最近では作品が商用化された例がある。これらの活動を総称して「障害のある人たちが創造するアート＝障害者アート」と呼んでいる。

・障害者委託訓練（ショウガイシャイタククレン）

仕事を探している（求職登録をしている）者を対象とした職業訓練。埼玉県では埼玉県立職業能力開発センターが企業やNPO法人、民間訓練機関等に委託して実施する。軽作業、清掃、パソコン技能習得など様々なコースがあり、期間は数週間から2、3ヶ月のコースもある。受講料は無料。

・障害者介護給付費等不服審査会（ショウガイシャカイゴキョウフヒトウフクシンサカイ）

障害者総合支援法の規定に基づき、審査請求の事件を取り扱う専門機関。都道府県知事が設置する。市区町村の介護給付費等に係る処分に関して不服がある場合、障害者または障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求を行うことができる。2012（平成24）年4月より、地域相談支援給付費等に係る審査請求も行うことができる。

・障害者基本法（ショウガイシャキホンホウ）

＝改正障害者基本法（H23.8施行）

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調を基本原則として国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境・文化芸術やスポーツレクリエーション活動の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、一人ひとりを大切に作る社会（共生社会）の実現をめざしている。

・障害者虐待（ショウガイシャギャクタイ）

障害者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、2011（平成23）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待がある。

・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（ショウガイシャギャクタイノボウシショウガイシャノヨウゴシヤニタイスルシエントウニカンスルホウリツ）

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益

の擁護に資することを目的とする法律。通称「障害者虐待防止法」。虐待対応状況調査(H27)によると、全国約2000件の事例報告がある。

・障害者ケアマネジメント（ショウガイシャケアマネジメント）

障害のある人は地域で自分らしく主体的に生活することを望んでおり、単に福祉サービスを提供するだけでなく、障害のある人のエンパワメント（湧活）の視点から福祉・保健・医療・教育・就労等のさまざまなサービスを提供する必要がある。障害者ケアマネジメントはこのような観点から、どのような人生を送りたいかを本人とケアマネジャー（相談支援専門員）が十分に話し合い、サービス等利用計画を作成して、総合的なサービスを提供する方法。

・障害者雇用促進法（ショウガイシャコヨウソクシンホウ）

→ 障害者の雇用の促進等に関する法律

・障害者権利擁護センター（ショウガイシャケンリヨウゴセンター）

さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている、障害者虐待に関する通報及び相談窓口。埼玉県からの事業委託により運営されている。なお、市町村担当課（市町村障害者虐待防止センター）も通報又は届出の受付の窓口になっている。

・障害者交流センター（ショウガイシャコウリュウセンター）

さいたま市浦和区に設置されている、障害のある人の社会活動分野における全県的な拠点施設として、各種相談や研修をはじめ、文化・芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を総合的に展開している施設。

・障害者雇用率（ショウガイシャコヨウリツ）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合（「法定雇用率」ともいう）。2018（平成30）年4月1日からは、民間企業では2.2%、国・地方公共団体・特殊法人では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%と定められている。（三年後には更に0.1%UP）障害者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

・障害者差別解消法（ショウガイシャサベツカイショウホウ）

障害者権利条約の批准を受けるため、整備された法律。①障害を理由に差別的扱いや権利侵害をしてはいけない。②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること。③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行う。ことが定められている。

・障害者支援施設（ショウガイシャシエンシセツ）

障害者総合支援法に基づき、夜間は施設入所支援、昼間は日中活動系のサービスを行う社会福祉施設。

（ただし、障害児施設に関しては、児童福祉法に設置根拠がある）。

・障害者就業・生活支援センター（ショウガイシャシユウギョウセイカツシエンセンター）

障害者の雇用促進等に関する法律に基づく事業。障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。同様の施設として埼玉県では市町村レベルで設置している障害者就労支援センターがある。

・障害者職業センター（ショウガイシャシヨクギョウセンター）

高齢・障害・求職者支援機構が設置する障害者の職業生活における自立を促進するための施設で、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター（国立職業リハビリセンター、国立吉備高原職業リハビリセンター）、地域障害者職業センターの3種類がある。

・障害者自立支援協議会（ショウガイシャジリツシエンキョウギカイ）

国の定めた基本指針においては、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村に地域自立支援協議会を設置するとされており、これに基づき本市の設置した協議の場を障害者自立支援協議会という。障害者自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

・障害者自立支援法（ショウガイシャジリツシエンホウ）

身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けること等を目的に、平成 17 年 11 月に公布された法律。①年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、②障害のある人が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくり、③障害のある人を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度をめざしている。平成 20 年 12 月、社会保障審議会障害者部会は、障害者自立支援法の附則に基づく法施行 3 年後を目途の見直しを行い、発達障害及び高次脳機能障害を障害者自立支援法の対象とすることなどを提言している。

・障害者総合支援法（ショウガイシャソウゴウシエンホウ）

→ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

・障害者の権利に関する条約（ショウガイシャノケンリニカンスルジョウヤク）

障害者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成 18）年 12 月 13 日、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は 2007（平成 19）年 9 月 28 日に署名をした。前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

・障害者の雇用の促進等に関する法律（ショウガイシャノコウウノソクシントウニカンスルホウリツ）

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（ショウガイシャノニチジョウセイカツオヨビシャカイセイカツソウゴウテキニシエンズルタメノホウリツ）＝障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わって、2013（平成 25）年 4 月 1 日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。三年後の見直しにあたり次のような概要が示されている。（H30. 4. 1 施行）

- 1、障害者の望む地域生活の支援
- 2、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- 3、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

・障害程度区分（ショウガイテイドクブン）

→ 障害支援区分（2014（平成 26）年 4 月 1 日から「障害支援区分」へと改称）

・障害福祉計画（ショウガイフクシケイカク）

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的に、市町村・都道府県で作成する。

さいたま市では 2018 年度から第 5 期の計画が実行される。

・障害福祉サービス（ショウガイフクシサービス）

障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ））②日中活動系サービス（生活介護、療養介護、自

立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（雇用型＝A型、非雇用型＝B型）③居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援）④地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、⑤計画相談支援、⑥地域生活支援（移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴、日常生活用具給付、意思疎通支援—さいたま市—）などがある。介護保険と共通する場合は介護保険が優先となる。

・障害福祉サービス受給者証（ショウガイフクシサービスジュキュウシャショウ）

障害のある人が障害福祉サービスの支給決定を受けたときに、サービス月額に関する事項等を記載した受給者証が交付される。障害福祉サービスを提供された際に事業者には提示することとされている。

・情報・意思疎通支援用具（じょうほういしそつうしえんようぐ）

→ 日常生活用具

・ショートステイ（ショートステイ）

→ 短期入所

・職業リハビリテーション（シヨクギョウリハビリテーション）

障害者等のリハビリテーションの過程において、職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職に就けるよう援助する専門技術の領域をいう。具体的には、障害者職業センター、障害者職業能力開発校等において行われる。

・職業上の重度（シヨクギョウジョウノジュウド）

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の重度身体障害者・重度知的障害者のことである。いずれも「ダブルカウント」といい、企業側の報告する雇用数が計算上倍になる。身体障害者手帳における1、2級ならびに3級の重複障害、療育手帳におけるA、Aならびに障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定されている者をさす。

・ジョブコーチ（ジョブコーチ）

障害者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいう。

・ジョブコーチ制度（ジョブコーチセイド）

障害のある人が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて、障害のある人が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行い、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障害を理解し配慮するための助言などを行う制度。

・自立訓練（ジリツクンレン）

自立訓練には、①機能訓練と②生活訓練がある。

①自立訓練（機能訓練）（ジリツクンレン（キノウクンレン））

病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスである。自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

中途障害の方の利用が多いのが現状。

②自立訓練（生活訓練）（ジリツクンレン（セイカツクンレン））

病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神に障害のある人・身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスである。自立訓練（生活訓練）は、利用期限が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

不登校など、社会との接点が薄かった方の社会自立の場として関心が持たれている。

・自立支援協議会（ジリツシエンキョウギカイ）

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

・自立生活運動（ジリツセイカツウンドウ）

障害がある人自身が自己決定権・自己選択権を得て隔離されることなく社会へ平等に参加することを目指す運動。…ピアカウンセリング

・自立生活援助（ジリツセイカツエンジョ）

障害福祉サービスのひとつ、自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める障害者を支援する。

・自立支援（ジリツシエン）

障害者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障害のある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きの考え方といえる。

・自立支援医療（ジリツシエンイリョウ）

身体に障害のある児童のための「育成医療」、身体に障害のある人のための「更生医療」及び精神に障害のある人のための「精神通院医療」の総称。心身の障害を除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

・自立支援給付（ジリツシエンキユウフ）

自立支援給付は、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、計画相談支援給付、地域相談支援給付、自立支援医療及び補装具に大別される。自立支援給付の費用は、国が100分の50、都道府県及び市町村が100分の25ずつ負担することを義務づけている。

・自立生活支援用具（ジリツセイカツシエンヨウグ）

→ 日常生活用具

・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（シンシンソウシツトウノジョウタイデジュウダイナタガイコウイヲオコナッタモノノイリョウオヨビカンサツトウニカンスルホウリツ）

精神障害のために善悪の区別がつかないなど刑事責任を問えない状態（心神喪失または心神耗弱の状態）で、殺人、放火などの重大な他害行為を行った人に対して、必要な観察・指導を行うことにより、その病状の改善と再発の防止を図り、社会復帰を促進することを目的とした法律。「医療観察法」とも呼ばれる。

・身体障害（シンタイショウガイ）

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の五つに分類されている。

・身体障害者更生相談所（シンタイショウガイシャコウセイソウダンジョ）

身体障害者に対する各種相談・指導、判定などを行う機関。身体障害者に対して、専門的な相談・指導を行うとともに、補装具・更生医療の給付等に伴う医学的・心理学的・職能

的判定などを行っている。

・身体障害者手帳（シンタイショウガイシャテチョウ）

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級がある。

・身体障害者福祉司（シンタイショウガイシャフクシシ）

身体障害者更生相談所などに置かれる職員で、身体障害者に関する相談・指導のうち専門的な知識・技術を必要とするものを行うほか、福祉事務所の所員に対する技術的指導、市区町村間の連絡調整や情報提供等を行う。

・身体障害者福祉法（シンタイショウガイシャフクシホウ）

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、必要に応じて保護し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。この法律では、具体的な更生援護として、身体障害者手帳の交付、診査、更生相談、障害福祉サービスの提供などを定めている。2005年障害者自立支援法に条項の内容が移行し、介護給付が受ける事が困難な場合の措置や、盲導犬の貸与、社会参加の促進等限定的な内容になった。

・身体障害者療護施設（シンタイショウガイシャリョウゴシセツ）（障害者総合支援法以前の施設名称）

常時介護を必要とする重度身体障害者が入所して、医学的管理のもとに、必要な介護を受ける施設。

・スヌーズレン（スヌーズレン）

オランダで生まれた活動とその理念。どんなに障害が重い人たちでも楽しめるように、光、音、におい、振動、温度、触覚の素材を組み合わせたトータルリラクゼーション。

・生活介護（セイカツカイゴ）

常時介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

・生活サポート事業（セイカツサポートジギョウ）

在宅の障害児者または家族の必要に応じて、身近な場所で、市に登録した団体が、一時預かり・宿泊、派遣による介護、外出援助、送迎等のサービスを提供する。年間上限150時間と利用時間が決められており、利用者の利用負担がある。

・生活支援員（セイカツシエンイン）

障害福祉サービス事業所に置かれる職員で、相談援助、入退所の手続き、連絡調整などを行う。

・生活の質（セイカツノシツ）

一般的な考えは、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられる。この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようということ。この理念は、医療、福祉、工学その他の諸科学が、自らの科学上・技術上の問題の見直しをする契機になった。社会福祉および介護従事者の「生活の場」での援助も、生活を整えることで暮らしの質をよりよいものにするという生活の質の視点をもつことによって、よりよい援助を求めることができる。QOLとも呼ばれる。

・生活ホーム（セイカツホーム）

自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等によってそれができない身体障害者または知的障害者が居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設（県単独事業）。食事は原則として自炊で、日常生活も原則として自立していることが条件となっており、利用定員は4～9名。生活ホームは徐々に、障害者総合支援法に基づくグループホームへ移行しつつある。

・精神障害（セイシンショウガイ）

統合失調症、気分障害（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

・精神障害者保健福祉手帳（セイシンショウガイシャホケンフクシテチョウ）

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

・精神通院医療（セイシンツウインイリョウ）

窓口：各区役所支援課

統合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかんなどの病気のある方が指定医療機関において通院して治療を受ける医療給付制度。

・精神保健福祉士（セイシンホケンフクシ）

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障害者の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーをいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。「PSW」とも呼ばれる。

・成年後見制度（セイネンコウケンセイド）

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益にならないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を

付けてもらう制度。また、保護を図りつつ自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念をその趣旨としている。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。

＜法定後見制度＞

すでに判断能力が低下している場合に利用するもので、本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型に分かれる。

＜任意後見制度＞

判断能力が不十分になった時に備え、誰にどのように援助をしてもらうか決めておく。

・成年後見人（セイネンコウケンニン）

精神上の障害により判断能力に欠けるとして、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者（成年被後見人）の財産に関するすべての法律行為について代理権を有する者。

・セルフ・アドボカシー（セルフ・アドボカシー）

知的障害者が自らの権利を擁護することを目的として、本人の手によって組織化される活動の総称

・全国社会福祉協議会（ゼンコクシャカイクシキョウギカイ）

社会福祉協議会の全国組織。社会福祉法における「社会福祉協議会連合会」にあたる。国の機関（厚生労働省等）との協議、各社会福祉協議会との連絡・調整、福祉に関する調査・研究、出版等の活動を行っている。一般的には、「全社協」の略称で呼ばれる場合が多い。

・ソーシャルスキルトレーニング（SST）（ソーシャルスキルトレーニング）

不適切な行動を修正し、効果的な対人行動や社会的スキルを積極的に学習させることで、対人関係などの問題を解決しようとする治療技法のこと

・ソーシャル・ファーム（ソーシャル・ファーム）

障害者や労働市場で不利な立場にある人のために安定的な雇用と賃金を確保する、という社会的な目的をもって活動している企業や組織のこと

・相談支援（ソウダンシエン）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成24）年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

・相談支援事業（ソウダンシエンジギョウ）

障害のある人や障害のある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービス。具体的な内容としては、①障害福

社サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）、②地域生活の移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）、③一般的な相談（障害者相談支援事業）、④一般住宅に入居したい場合（居住サポート事業）、⑤障害本人で障害福祉サービスの利用契約ができない場合（成年後見制度利用支援事業）→指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所

・相談支援専門員（ソウダンシエンセンモンイン）

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

・措置制度（ソチセイド）

措置制度は、福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、また、そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度。これに対し契約制度は利用者が福祉サービスの提供者（事業者）との契約に基づいてサービスを利用する制度である。措置制度の下では利用者側の意向が尊重されにくいと指摘され、社会福祉構造改革以降、全体として措置制度から契約制度へ移っている。

・措置入院（ソチニューウイン）

精神障害により本人に切迫した自傷他害のおそれがある場合に、精神保健指定医の診察のもとで、本人の意思に関わらず入院・保護すること。2名以上の精神保健指定医の診察の結果、入院させなければ自傷他害行為のおそれがあると一致した場合に入院させることができる。精神保健福祉法による入院形態の一つ。

・ソーシャルクラブ

在宅の精神障害者がグループ活動を通して対人関係能力の改善を図ったり、社会生活技能を向上させたりして、社会復帰を勤める活動。

・ソーシャルワーカー（ソーシャルワーカー）

一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。

★ タ～ト ★

・ダイレクトペイメント（ダイレクトペイメント）

障害当事者が自治体から直接介護費用を受け取り、介助者を直接雇用する介助提供の仕組み。→ パーソナルアシスタンス

・ダイバーシティ（ダイバーシティ）

人権、国籍、性別、年齢、性格、障害の有無などの異なる人々を多く受け入れ、組織を活性化させようというもの。多様性。

・短期入所（ショートステイ）

居宅において障害のある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障害のある人が短期間入所するサービスをいう。また介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っている。福祉型と医療型があり、福祉型は障害支援区分1以上で主に障害者支援施設において実施され、医療型は重症心身障害児・者等を対象として病院、診療所、介護老人保健施設にて実施されている。

・地域移行支援（チイキコウシエン）

障害者総合支援法において、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

→ 地域定着支援

・地域活動支援センター（チイキカツドウシエンセンター）

障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。地域活動支援センターには、従来の作業型デイサービスや精神障害者地域生活支援センター、小規模授産所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当する。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

・地域共生社会（チイキキョウセイシャカイ）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

・地域生活支援事業（チイキセイカツシエンジギョウ）

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として位置づけられている。さいたま市では、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、訪問入浴、日常生活用具給付、意思疎通支援事業を実施している。

・地域生活支援事業受給者証（チイキセイカツシエンジギョウジュキョウシャショウ）

障害のある人が、地域生活支援事業を受けるために必要な市町村が交付する証標。なお市の事業のため市の指定事業以外での利用はできないので注意を要する。

・地域相談支援（チイキソウダンシエン）

障害者総合支援法において、地域移行支援及び地域定着支援のことをいう。

・地域相談支援給付費（チイキソウダンシエンキョウフヒ）

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、

2012（平成24）年4月から支給されることとなった自立支援給付の一つ。地域相談支援給付費の支給決定を受けた障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する指定一般相談支援事業者から指定地域相談支援を受けたときに、それに要した費用が市区町村から支給される。

・地域定着支援（チキテイチャクシエン）

障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障害者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することをいう。→ 地域移行支援

・地域福祉計画（チキフクシケイカク）

地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

・地域包括ケアシステム（チキホウカツケアシステム）

高齢者の生活支援・介護予防から障害者福祉にも拡がりつつあるシステム。医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう構築され、自助・互助（ボランティアや地域住民）・共助（保険給付）・公助（公費負担）からのケアがなされる。

・地域包括支援センター（チキホウカツシエンセンター）

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、自治体などにより設置されている機関。

・知的障害（チテキショウガイ）

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

・知的障害者更生相談所（チテキショウガイシャコウセイソウダンジョ）

知的障害者に対する各種の相談・指導などを行う機関。知的障害者に対して、専門的な相談・指導を行うとともに、18歳以上の知的障害者の医学的・心理学的・職能的判定などを行っている。

・知的障害者福祉司（チテキショウガイシャフクシシ）

知的障害者更生相談所に置かれる職員で、知的障害者に関する相談・指導のうち、専門的な知識・技術を必要とするものを行うほか、福祉事務所の所員に対する技術的指導、市区町村間の連絡調整や情報提供等を行う。

・チャレンジ雇用（チャレンジコヨウ）

1年以内の期間を単位として、国・各自治体において、非常勤職員として雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職の実現をめ

ざすものである。

・注意欠陥・多動性障害（チュウイケツカントドウセイショウガイ）

注意力の障害と多動・衝動性を特徴とする行動の障害。①注意力の障害（注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など）、②多動性（じっと座ってられない、常にそわそわ動いている、など）、③衝動性（順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など）を特徴とし、知的な遅れはほとんどみられない。「ADHD」とも呼ばれる。

・聴導犬（チョウドウケン）

耳の不自由な人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬。玄関のチャイムやFAX着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

・定期巡回・随時対応サービス（テキキジュンカイ・ズイジタイオウサービス）

平成24年度から開始された介護保険制度における介護サービスの一つ。日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、①1日複数回の定期的な訪問、②24時間いつでも連絡・相談が可能な体制、③要請に応じての24時間対応の随時訪問、の3つのサービスがセットで、1か月あたり定額で利用できる。高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者の安心感が増すとともに、介護する家族の負担を軽減するサービスとして期待されている。

・デイサービス（デイサービス）

施設に入所せず、昼間に日帰りで利用できる通所介護サービスのこと。要介護・支援認定を受けた高齢者デイサービスのほか、児童デイサービス（就学、未就学問わず）、放課後等デイサービス（就学時対象）、地域活動支援センター（デイサービス型地域活動支援事業）などがある。

・デイジー

障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために代わるデジタル録音図書。

・ディーセント・ワーク（ディーセント・ワーク）

ILOで提言され、「働きがいのある人間らしい仕事」と訳されている。障害者の強みを活かし、働きがいのある安心した職業生活を送り、結果的に生産性を向上させる取り組みを指す。

・てんかん（テンカン）

脳の神経細胞（ニューロン）の電気的な活動が乱れて（ニューロンの過剰反射）生ずる症状（てんかん発作）。原因は人によって様々であり脳に何らかの障害や傷があることによるてんかん（症候性てんかん）、様々な検査をしても異常が見つからない原因不明のてんかん（特圧性

てんかん)に分けられる。適切な治療で70~80%の割合でコントロールが可能になった。

・同行援護（ドウコウエンゴ）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援をする。

・特定疾患（トクテイシツカン）

厚生労働省が難病対策のための研究事業等において対象としている疾患。特定疾患治療研究事業では、原因の究明および治療方法確立等のための研究を行う医療機関に対し研究費の補助を行って研究を進めている。また、対象患者については医療費の自己負担分が補助される。現在スモン、パーチェット病など56の疾患が対象となっている。

・特定非営利活動促進法（トクテイヒエイリカツドウソクシンホウ）

ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、1998（平成10）年に成立した法律で、「NPO法」とも呼ばれる。なお、NPOは、Non Profit Organizationの略語である。

・特定非営利活動法人（トクテイヒエイリカツドウホウジン）

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

・特別支援学級（トクベツシエンガクキョウ）

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害をもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。

対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当な者。

・特別支援学校（トクベツシエンガクコウ）

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施す

るために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。

・特別支援教育（トクベツシエンキョウイク）

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

・特別児童扶養手当（トクベツジドウフヨウテアテ）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児の父母が当該児童を監護するとき、または当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母または養育者に支給される手当。支給対象となる児童は、20歳未満の障害児であり、障害の程度により、1級および2級に区分されている。手当額は障害の程度（1級、2級）に応じた額となっており、受給資格者の前年の所得が一定以上の場合には支給制限がある。

・特別障害者手当（トクベツショウガイシャテアテ）

20歳以上で著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護を必要とする人に対して支給される手当。本人や扶養義務者等の前年の所得が一定以上ある場合は、支給制限がある。

★ ナ～ノ ★

・難病（ナンビョウ）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられた（2013（平成25）4月1日施行）。

・日常生活用具（ニチジョウセイカツヨウグ）

重度の障害のある人の日常生活の便宜を図るための用具。日常生活用具は、次の6種類に大別された。

①**介護・訓練支援用具（カイゴ・クレンシエンヨウグ）**
特殊寝台、特殊マットその他の障害のある人の身体介護を支援する用具並びに障害のある児童が訓練に用いるいす等のうち、障害のある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

②**自立生活支援用具（ジリツセイカツシエンヨウグ）**
入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

③**在宅療養等支援用具（ザイタクリョウヨウトウシエンヨウグ）**
電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害のある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

④**情報・意思疎通支援用具（ジョウホウ・イシソツウシエンヨウグ）**
点字器、人工喉頭その他の障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

⑤**排泄管理支援用具（ハイセツカンリシエンヨウグ）**
ストーマ用装具その他の障害のある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害のある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

⑥**居宅生活動作補助用具（キョタクセイカツドウサホジヨウグ）**
障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

・**日中一時支援事業（ニツチュウイチジシエンジギョウ）**
障害のある人が日中活動する場を設け、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。従来の日帰りショートステイはこれに該当する。

・**日中活動系サービス（ニツチュウカツドウケイサービス）**
従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者自立支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障害のある人も利用できる。

・**日本司法支援センター（ニホンシホウシエンセンター）**
通称「法テラス」。国民全員が、法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにするため、平成18年に設立された法務省管轄の公的な法人。

・**日本版デュアル・システム（ニホンバンデュアル・システム）**
学校や職業訓練施設において座学と企業における実習を並行的に実施する職業訓練システム

・**任意入院（ニンイニユウイン）**
精神保健福祉法による入院形態の一つで、精神障害者本人の同意に基づく入院をいう。人権擁護の観点からも、医療を円滑かつ効果的に行うということからも、精神保健福祉法では本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならないとされている。退院についても、原則として本人の意思による。

・**農福連携（ノウフクレンケイ）**
農業への担い手不足の解消、高齢者や障害者の就労の場として農業と福祉が連携して取り組むこと。その結果、H26年度の農林漁業分野の障害者の就職件数がH20年度の4倍、福祉施設の農業分野への新たな参入が4～5年の間に23%強（H25調査セパ）となった。

・**ノーマライゼーション（ノーマライゼーション）**
障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。＝インクルージョン

・**ノンステップバス**
床面を歩道の高さまで低くし、段差なしで乗降できるようにしたバス。

★ ハ～ホ ★

・**パーソナルアシスタンス（パーソナルアシスタンス）**
障害当事者が主体性を持って、介助者を直接雇用・解雇する介助提供の仕組み。（北欧）→ダイレクトペイメント

・**発達障害（ハッタツショウガイ）**
発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

・**発達障害者支援センター（ハッタツショウガイシャシエンセンター）**
自閉症等の特有な発達障害を有する障害児・者に対する支援を総合的に推進する地域の拠点となる機関。障害児入所施設等に附置され、都道府県、指定都市または委託を受けた社会福祉法人等が運営する。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等を有する障害児・者及びその家族に対して、専門の職員による相談支援、医学的な診断及び心理的な判定、就労支援などが行われる。

・発達障害者支援法（ハッタツショウガイシャシエンホウ）

発達障害を早期に発見し、発達障害者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障害を、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。また、発達障害者支援センターを設置して、発達障害の早期発見、発達障害者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。

・バリアフリー（バリアフリー）

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

・バリアフリー法（バリアフリーホウ）

→ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

・ピアカウンセリング（ピアカウンセリング）

障害のある人同士が素直に話し合い、お互いがカウンセラーとなって悩み事の相談に乗る手法

・PSW（ピーエスタブリュー）

→ 精神保健福祉士

・PT（ピーティー）

→ 理学療法士

・福祉作業所（フクシサギョウショ）（自立支援法以前の施設）

在宅の障害者を対象に、その働く場や生活・交流の場の確保を目指し親、職員など関係者が生きがいづくりや機能訓練、生活指導、学習、レクリエーションなどを目的として作られた法外施設を指す。心身障害者の小規模作業所については、地域活動支援センター（心身障害者地域デイケア施設）と呼ぶ。「共同作業所」「小規模作業所」「障害者作業所」ともいわれている。

・福祉型信託制度（フクシガタシンタクセイド）

信託制度とは委託者が信頼できる人に対して自分の財産を移転し、受益者のために財産管理をしてもらうこと。この制度を利用し、親亡き後の財産管理として用いられてきた制度。成年後見制度と併用で行われる。「生命保険信託」も同様の趣旨でできてきた。

・福祉就労（フクシシュウロウ）

障害福祉サービス事業所などで就労することをいう。

・福祉有償運送（フクシユウショウウンソウ）

タクシーなどの公共交通機関によっては身体障害者や要介護者などに対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、非営利法人などが、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって定員11人未満の自家用自動車を使用してその法人などの会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービス。

・法テラス

→日本司法支援センター

・ホームヘルプ

→居宅介護

・訪問入浴サービス（ハウモンニュウヨクサービス）

常時介護を必要とする重度の障害のある人の自宅を訪問して行う入浴サービスをいう。

・放課後デイサービス

幼稚園及び大学を除く学校に通う障害のある児童で、授業の終了後又は休業日に支援が必要な者に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

・補装具（ホソウグ）

義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するものという3つの要件をすべて満たすものである。従来は、身体障害者福祉法及び児童福祉法により定められていた。障害者自立支援法では、従来日常生活用具であった重度障害者用意思伝達装置が補装具とされ、補装具であったストーマ用装具や一本杖等が日常生活用具とされたなど補装具と日常生活用具の給付対象品目の見直し、整理があったが、多くは従前の補装具の種目と同じである。

★ マ～モ ★

・民生委員（ミンセイイイン）

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。またすべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関する相談も行っている。

・盲学校（モウガッコウ）

盲者（強度の弱視者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を

授けることを目的とする学校。2006（平成 18）年の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「盲学校」の名称であることも多い。

・盲人ホーム（モウジンホーム）

あん摩、はり、きゅうに必要な技術の指導を行い、視覚障害のある人の自立更生を図る施設。

・盲導犬（モウドウケン）

目の不自由な人が道路で安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。例えば、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白または黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

・モニタリング（モニタリング）

相談支援専門員の業務で、介護給付等を受ける障害のある人に対するサービスの継続的な把握及び評価をいう。

★ ヤ～ヨ ★

・ユニットケア（ユニットケア）

特別養護老人ホームなどの介護施設における「個別ケア」と「集団ケア」をサポートするシステム。入居者個人のプライバシーが守られる「個室」と他の入居者や介護スタッフと交流するための「居間」（共同生活室）があり、入居者 10 人前後を一つの「ユニット」として位置づけ顔なじみの介護スタッフが支援する。

・ユニバーサルデザイン（ユニバーサルデザイン）

障害のある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人に使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

・養護学校（ヨウゴガッコウ）

知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。2006（平成 18）年の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「養護学校」の名称であることも多い。

・要約筆記奉仕員（ヨウヤクヒツキホウシイン）

難聴や聴覚障害のある人で手話がわからない人のために要約筆記を行う通訳者をいう。要約筆記奉仕員は資格ではないが、厚生労働省推奨の奉仕員養成プログラムを受講してから、奉仕作業につくことが一般的である。要約筆記奉仕員の派遣は、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業に位置づけられている。

★ ラ～ロ ★

・理学療法（リガクリョウホウ）

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。整形外科的手術、矯正または固定ギプス包帯法等といった整形外科的治療とは区別される。理学療法は、運動療法や日常生活活動訓練が主に用いられるが、温熱、電気刺激等を加える物理療法についても、血液循環をよくしたり、疼痛を和らげるために用いられることが多い。

・理学療法士（リガクリョウホウシ）

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者。理学療法士の活躍する領域は、病院や診療所、リハビリテーションセンターなどの医療関連施設のほか、介護老人保健施設、障害者支援施設、スポーツセンターなど、医療、保健、福祉、スポーツ分野の広範囲にわたっている。

・リハビリテーション（リハビリテーション）

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。

・療育（リョウイク）

障害のある子が、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。生活への不自由をなくすよう専門的な教育支援プログラムに則り言葉や身体機能などの発達に遅れの見られる子についてトレーニングをすること。

・療育手帳（リョウイクテチョウ）

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

・療養介護（リョウヨウカイゴ）

医療を要する障害のある人であって常に介護を必要とする人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を病院で受ける事業である。このサービスの利用者は、病院入院者である。

・利用者負担（リョウシャフタン）

福祉サービスなどを利用した際に、サービスに要した費用のうち、利用者が支払う負担分。介護保険法においては応益負担が原則とされ、その負担割合はサービスに要した費用の 1 割である。障害者総合支援法においては負担能力に応じた負担（応能負担）が原則となっている。なお、施設入所などにおける食費や居住費（滞在費）については、

全額利用者負担となっている。

・レジデンシャル・ワーク（レジデンシャルワーク）

社会福祉施設での入所者への援助において、施設の生活を通常の在宅での生活に近いものにするを目的とした援助活動をいう。

・レスパイトケア（レスパイトケア）

障害者を介護する家族が日頃の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助。障害者・家族にとって、身近な地域で生活が確保され、気軽に利用できることなどを目的とする。

・聾学校（ロウガッコウ）

聾者（強度の難聴者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。2006（平成 18）年の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「聾学校」の名称であることも多い。

★ ワ ★

・ワークシェアリング（ワークシェアリング）

勤労者同士で雇用を分け合い、一人当たりの労働時間を短縮することによって、社会全体の雇用者数の増大を図るという考え方。

・ワークショップ（ワークショップ）

単に講義形式で学ぶのではなく、何かをテーマに参加者が互いに意見を出し合い共に学び、作り出していくグループによる学びと創造のスタイル

・ワンストップサービス（ワンストップサービス）

行政上の様々な手続きを、一度に行える仕組みのことを指す。2009（平成 21）年 11 月と 12 月には全国の公共職業安定所（ハローワーク）において、職業紹介、住まいの情報提供、生活保護手続を行うことができる「ワンストップ・サービス・デイ」を実施した。

平成 30 年 3 月 10 日 第 1 版
令和 元年 10 月 3 日 第 2 版
令和 2 年 11 月 30 日 第 3 版